

令和4年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○日時 令和4年12月8日(木) 午前9時30分～午前10時31分

○場所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	村尾光子	副委員長	○	松山裕
委員	○	坂倉司	委員	○	西本由利子
委員	○	石川信夫	委員	○	秋山幸男
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	小谷野雅美	総務部長	手塚均
市民生活部長	直井満	総合政策課長	伊澤巳佐雄
市民協働推進課長	西松治彦	総務人事課長	荻原剛
財政課長	倉井和行	税務課長	長塚章
安全安心課長	高山正勝	市民課長	根本宣明
環境課長	篠崎国男	行政委員会事務局長	黒川信夫

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	五月女治	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 五戸議員、加藤議員、鈴木議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 村尾光子 委員長

3. 概要録署名委員の指名 石川信夫 委員

4. 事件

(1) 付託議案等審査について

《質疑・意見》

[歳入]

20款 繰入金

- 坂倉委員：繰入金について、補正額の90%以上を占めているが、財源が一般財源であるのであれば、もともと必要とされる当初予算が漏れていたということになるのではないか。
- 財政課長：今回の繰入金は基金から繰り入れるが、内訳として、福祉関係所管の事業実績に応じて生じる償還金が約1億4,000万円、光熱費高騰により各課所管の光熱費について計上し総額約8,100万円に充当した。また、地方創生臨時交付金関係で、子育て世帯応援給付、医療機関や土地改良区への支援で約1億円弱などの充当である。当初予算から漏れていたわけではなく、今回実績に応じて返還するものや、新たな事業の負担である。

[歳出]

2款1項4目 財政管理費

- 石川信夫委員：ふるさと納税寄附者返礼品について、内容を伺う。
- 財政課長：当初予算では、ふるさと納税額を1,000万円と見込んで計上したが、昨年の実績は1,400万円ほどであり、今年の上半期の実績から、昨年と同じかそれ以上伸びると見込んで、約2,000万円まで返礼品対応できるよう計上した。
- 石川信夫委員：実際にそこまでかかるかはわからないということか。
- 財政課長：見込みでの計上となる。11月末時点で800万円弱であり、例年年末に向けて納税額が上がる傾向があるため、2,000万円と見込んでいる。

2款1項6目 財産管理費

- 石川信夫委員：庁舎等施設管理事業の光熱水費増額の内容を伺う。
- 総務人事課長：電気とガスの値上がりによるものである。電気代は当初単価より4月頃から1.9倍に値上がり、ガスは1.3倍に値上がりしており、その不足分に対応するものである。

2款1項14目 自治振興費

- 石川信夫委員：防犯灯推進管理事業の光熱水費の増額の理由を伺う。
- 安全安心課長：市内防犯灯約4,310基の電気料金高騰によるものである。基本的に1基あたりの定額制となっているが、構成する料金のうち、燃料費調整額分が増加しているため不足分を補正するものである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第51号 令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

[歳出]

2款 保険給付費

- 坂倉委員：先月の議員全員協議会における国民健康保険運営協議会の報告で、補正予算の内訳のほか、医療費の疾病ごとの割合についても触れられたが、保険給付費の疾病ごとの医療費はそれぞれいくらぐらいか。
- 市民課長：病気の種類ごとの金額は手元にはないが、高額療養費の9割相当ががんによるものである。残り1割程度は脳血管の疾患や、糖尿病の悪化によるもの、腎不全である。
- 坂倉委員：後ほど詳細をお示しいただきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第55号 下野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第56号 下野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第57号 下野市職員の給与に関する条例及び下野市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 松山副委員長：全体でどのくらい増額になるのか。

- 総務人事課長：一般職については、月例給の改定もあり、187名で合計525万円程度である。賞与については、全職員対象で420名程度、合計1,500万円程度である。ちなみに、市長・副市長・教育長においては17万円程度、議員は37万円程度である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第58号 定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

《質疑・意見》

- 松山副委員長：今年度定年の方はどうなるのか。
- 総務人事課長：令和4年度定年退職者は7名であり、今回は定年延長制度対象外になるが、いわゆる暫定再任用という形をとり、65歳までは再任用と同じ待遇で雇用となる。
- 西本委員：給与について7割とあるが、一律なのか、上限なのか。
- 総務人事課長：60歳時点で得ていた給与の7割である。
- 西本委員：非管理職となると聞いたが、公共施設の長、例えば公民館長になっ
ている方は管理職とはならないのか。館長は管理職というイメージだが、ど
う区別しているのか。
- 総務人事課長：条例で定めているとおり、給料表5級以上を管理職とみなし
ている。現段階では全員管理職の館長である。再任用職員については非管理職
の位置づけになる。
- 秋山委員：頭でっかちにならないか危惧している。広瀬前市長は行革という
ことで職員の削減を図ってきた。全体的な傾向として、職員は減っているが臨
時採用が増え、本当に削減になっているのかと議会内で話が出ている。退職者
全員が再任用の希望をすとは限らないと思うが、今後の新規採用に対する
影響を伺う。
- 総務人事課長：定年延長者が増えれば、当然新規採用で調整する形になる。
わかりづらいが、2年に1歳ずつ伸ばす経過措置を設けているので、例えば令
和5年度の退職者全員が定年延長を希望した場合は、退職者がゼロとなり、退
職者の補充という考えの今までの採用基準では、令和5年度は採用者をゼロ
にしなければならなくなる。それでは年齢構成にばらつきが出てしまうので、
一時的には定員が増えることになるかもしれないが、ある程度の期間を見越
して採用は一定程度確保していきたい。最終的にこの制度は令和13年度で完
成するものなので、完成時に目標値に到達するよう考えている。
- 秋山委員：定年後の再雇用の雑誌記事について紹介する。業務範囲や権限、
責任がはっきり決まっている再雇用は結構なことで、工場のラインで働いて

いた人、連日営業で外回りをしてきた人は給与が下がったことを承知できちんとした仕事をするが、部長課長等の管理職は再雇用に向いていない。管理職の職務は判断であるが、再雇用では判断を必要としないポジションに置かれることにより仕事なくなる。管理職は戦力に必ずしもならない。仕事をしているふりをして過ごしがちとなる。これではその人の仕事生活は65歳で終わってしまう。仕事の筋力が衰えているため再出発は難しい。また、退職後のためやたら資格を取りたがる。資格を取っても仕事にならない。とらないと気になるがとつても食べられない。資格に固執すると資格ビジネスの餌食になっているだけで、仕事が舞い込んでくるわけではないとのことだった。定年前に退職した方は各々自立して仕事しているが、定年退職しても頭でっかちになって、様々な再任用の方から仕事がないとの話を聞いた。国の施策であり、市も同様で、再任用をさせないということもできない。適材適所が可能で仕事のキャリアにプラスとなればよいが、また、7割という給与は適切なのか。報酬は労働対価である。例えば学校の先生の部活動は、無報酬である。やってもやらなくても給与体系で盛り込まれている。同じような傾向にならないよう、ケースバイケースで労働の報酬を払うべきであり、一生懸命やったら相応の報酬や賞与に反映できる給与体系になっていかなければならないと思う。給与や人事院勧告はすべてトップダウンであり、おかしいと感じなければならぬと思う。

- 総務部長： 貴重なご意見である。これまで培ってきた能力発揮と貢献をするポストづくりが重要と考えている。まず受け入れ側と受け入れてもらう側の意思疎通が大事であり、数年前からアンケート調査をしながら、どんな体制でうまく機能するのかという意識づけをしている。能力発揮の観点で、仕事をしなくても給料がもらえるとは絶対思われぬように、与えられた仕事をこなしてもらうほか、部下だった方たちに助言をして仕事を成功させる支援ができればと考えている。それぞれにポストを用意したいと担当も考えている。
- 秋山委員： 昨日の県議会を聞いていて、県のスポーツ協会長に知事が就いているのはいかかなものか、国体を見据えて強化策を取る中で民間活用が必要ではないかという質問があった。通常は、組織の中から会長を決めるが、なぜこの人がと驚くような場合もあり、トップダウンで決められてしまう。退職した職員がそういった、長がつくようなポジションにつくことに対して、もう少しみんな考えていかなければならないと思う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第59号 下野市国民健康保険税条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第61号 下野市議会議員及び下野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第63号 下野市自転車駐車場における指定管理者の指定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第67号 小山広域保健衛生組合規約の一部変更について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

5. その他

- 石川信夫委員：薬師寺小学校跡地活用について、土地・建物あわせ5,270万8,000円で売却予定ということだが、土地を借地にしなかった理由を伺う。
- 総合政策課長：売却の理由として、下野市公共施設等総合管理計画で示すとおり、人口減少や少子高齢化により現状規模のまま維持していくことは困難であり、跡地活用についての地域の懇談会では、すでに薬師寺コミュニティセンターがあることから地域活用という意向もなく、建物については売却という判断をした。土地だけが借地になると民間は手を上げづらく活用が難しくなるので、建物とあわせて売却するとしたものである。

- 石川信夫委員：収税において、コロナによる倒産件数が増えているが、貸付金の支払いが難しく倒産しているところが多い。企業や個人の滞納件数について、増減を把握しているか。
- 税務課長：コロナの影響で倒産・滞納になった実数は把握していないが、納税に関しては督促や催告をするだけでなく、連絡をとり今後の相談にのるなど、納税相談を常に受け付けている。相談いただければ、その方にあった納付を提案する対応をしている。聞かれた場合にはそう伝えていただければと思う。
- 石川信夫委員：滞納者が増えているという感覚はあるか。
- 税務課長：滞納者は増加傾向である。増えてはいるが、何とか納税してもらっている部分があるため、件数は増えているが、大きな影響はない。

閉 会